

認知症対応型共同生活介護事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業運営規程

(事業の目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人有和が開設する認知症対応型共同生活介護事業所「トマト村」(以下「事業所」という。)が行う認知症対応型共同生活介護事業及び介護予防認知症対応型共同生活介護事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために、人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の従業者が、認知症の状態にある要介護高齢者及び要支援高齢者(認知症に伴って著しい精神症状や行動異常がある者、急性期状態にある者を除く。以下「要介護者等」という。)に対し、適正な認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 事業の実施に当たっては、利用者である要介護者等の意思及び人格を尊重して、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。

2 事業所の従業者は、共同生活住居において、要介護者等が自立した日常生活を営むことができるよう、家庭的な環境の下で、認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行う。

尚、要支援高齢者については、利用者の心身機能の改善、環境調整等を通じて、利用者の自立を支援し、生活の質の向上に資するサービス提供を行い、利用者の自立の可能性を最大限引き出す支援を行うこととする。

3 事業の実施に当たっては、要介護者等の家族や地域との結びつきを重視し、関係市町村、居宅介護支援事業者及び他の居宅サービス事業者並びにその他の保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者との綿密な連携を図り、外部サービスも利用して総合的なサービスの提供に努めるものとする。

4 事業の運営に当たっては、安定的かつ継続的な事業運営に努める。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称、所在地、定員及び居室数は、次のとおりとする。

- | | |
|-------|---------------|
| 一 名称 | トマト村 |
| 二 所在地 | 本庄市西五十子370番地1 |
| 三 定員 | 18人(9人×2ユニット) |
| 四 居室数 | 18室(9室×2ユニット) |

(従業者の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

- | | |
|---|--------|
| 一 管理者 | 1人(兼務) |
| 管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。 | |
| 二 介護従事者 | |
| 常勤換算方法で3人以上(2ユニット) | |
| 介護従事者は、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護を提供する。 | |
| 三 計画作成担当者 | 2人(兼務) |
| 計画作成担当者は、認知症対応型共同生活介護計画及び介護予防認知症対応型共同生活介護計画を作成し、利用者の能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう援助する。 | |
| 四 栄養士 | 1人(兼務) |
| 栄養士は、給食の献立の作成、栄養指導、介護従業者の指導等を行う。 | |
| 五 看護師 | 2人(兼務) |
| 看護師は、利用者の保健衛生管理、健康管理、服薬管理、医療機関との連携等を行う。 | |

(認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の内容)

第5条 事業者は、要介護者等に共同生活を送る住居を準備し、入浴、排せつ、食事の介護その他の日常生活の世話及び要介護者等の趣味又は嗜好に応じた活動の支援その他共同生活介護を適切に提

供する。

(認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料その他の費用の額)

第6条 認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の利用料は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、認知症対応型共同生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護が法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証を確認し、その1割又は2割若しくは3割の額とする。

2 その他の費用として、次の各号に掲げる費用の支払いを受けることができるものとする。

一 入居保証金 168,000円

二 食材料費 1月あたり 25,000円

三 おむつ代 実費

四 住居費 1月あたり 28,000円

五 その他日常生活でも必要な費用 実費

3 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明した上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(入居にあたっての留意事項)

第7条 指定認知症対応型共同生活住居及び指定介護予防認知症対応型共同生活住居への入居にあたっては、主治医の診断書等に基づき、認知症状態であることを確認する。

2 協力医療機関、協力歯科医療機関を定め、介護保険施設等と連携して、緊急時には速やかに必要な処置を行う。

3 入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他入居者の行動制限を行わない。

(非常災害対策)

第8条 事業所は、非常災害に関する具体的な計画を立て、非常災害に備えるため、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行うものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第9条 事業所は、従業員の資質向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後1ヶ月以内

二 継続研修 年2回以上

2 従業者は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

4 この規程に定めるほか、運営に必要な事項は、社会福祉法人理事長と事業所の管理者の協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成14年3月29日から施行する。

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成25年5月14日から施行する。

この規程は、平成27年3月1日から施行する。

この規程は、平成27年8月1日から施行する。

この規程は、平成30年8月1日から施行する。